

神野公園での集客イベント募集要項

「神野公園での7つの体験できるイベントの実証実験について」

1 趣旨

佐賀市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、令和6年11月に「神野公園再整備基本計画」を策定し、具体的な取組のひとつとして、『お殿様』『水』というテーマを中心にしながら神野公園を訪れる誰もがいつ来ても楽しめる『7つの体験』にあふれた公園を目指しており、今回、広く市民参画型でのイベントを実施するにあたり、公募型行為許可制度を活用して実施します。

公募型行為許可制度とは、公益性の確保を条件に、公園で民間事業者等が自ら主催するイベント等を実施するにあたり行為許可の条件を緩和した制度であり、神野公園においては、神野公園再整備基本計画に基づく『7つの体験』をふまえたイベントとなります。

なお、同制度による行為許可等の基準の緩和は次のとおりです。

① 公園使用料及び減免申請に関する取扱い

通常、公園を使用する場合は、公園使用料を納付する必要がありますが、当該イベントは公益性を有するものとして実施するため、公園使用料を全額免除します。なお、公園使用料の減免に係る申請書の提出は不要とします。

ただし、露店営業を行う場合については、「1平方メートル当たり1日23円」の公園使用料を徴収します。

② 火気使用制限に関する取扱い

原則として、公園内において火気を使用することはできませんが、事前に火気使用計画書を提出し、内容が適切であると認められた場合には、アウトドアイベントや手持ち花火等の小規模な火気使用を可能とします。

なお、公園内におけるキャンプ行為等（テントサウナ、トレーラーハウス、期間限定の常設テントの設置等）を行う場合は、事前に緑化推進課に協議を行ってください。

*新しい神野公園が掲げる、「7つの体験」

1. 自然・季節 ⇒ 四季にあわせて移り変わる豊かな自然とふれあい、学べること
2. 遊び ⇒ 子どもも大人も、開放的な環境で自由に多様に遊ぶこと
3. 食 ⇒ 気持ちいい自然の中で、おいしいものを楽しめること
4. 運動・健康 ⇒ 心身の健やかさを育み、交流を深める運動やスポーツができること
5. 歴史 ⇒ 鍋島家ゆかりの地で、その歴史を感じたり学んだりできること
6. 文化・カルチャー ⇒ あらゆる文化やカルチャーに人が集い発展や交流の場になること
7. イベント ⇒ 多彩なテーマで、いつ来ても新しい物事やにぎわいと出会えること

2 イベント実施の概要

(1) 対象公園

神野公園（佐賀市神園4丁目1番3号地内）

(2) 実施可能場所

- ・入口広場（西南側）、グラウンド、神野のお茶屋、隔林亭、旧小動物園周辺
- ・その他、上記以外での実施希望がある場合は、緑化推進課までご相談ください。

(3) 実施時期

- ① 令和8年2月2日（月）～3月31日（火）
- ② 令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）
（12月28日（月）～1月3日（日）は除く）

※ 実施日程は緑化推進課で調整することがありますので、必ずしも希望した日程で実施できるとは限りません。

※ 同一の時期に複数の公園内行為許可候補が申請されている場合は、他の時期に実施していただく場合があります。

(4) 実施時間

原則として9時～18時（準備・撤去を除く）

※ 準備・撤去の時間については、緑化推進課と協議してください。

※ 上記時間外でのイベント実施をご希望の場合、提案のうえ、緑化推進課と協議してください。

(5) 実施日数

準備・撤去期間を含め1ヵ月以内

※ 荒天等を理由に準備、撤去ができない場合、1ヵ月を超えての日数を認める場合があります。その際の準備、撤去の実施日は緑化推進課との協議により決定します。

(6) 実施規模

1つのイベントにおける予定集客数は、イベント1日あたり20人以上とします。

※ 特定の会員等のみが参加者となるようなイベントは不可です。（宗教・政治活動等）

(7) 提案可能数

同一の応募者が、複数のイベントを提案することは可能です。

(8) 付与する許可

公園内行為許可（佐賀市都市公園条例第3条第1項第1号から第6号該当）

(9) 徴収する公園使用料

- ① イベントの内容や面積で決定（佐賀市都市公園条例第13条別表第2）

例) 4月1日～4月7日の7日間で、マルシェを開催した場合収益事業で使用した面積が50㎡の場合は、23円/㎡×50㎡×7日間=8,050円となります。

※ 本件公募では、民間事業者が7つの体験イベントを実施できるよう行為許可の条件を緩和しているため、公園使用料の減免に関する申請は個別協議を行います。

(10) 応募に当たって予めご承知いただく詳細事項

- ① 電源はありません。また公園の性質上、園内灯が非常に少ない場所もあります。主催者側で電源を用意する場合は、できる限り環境に配慮したものにしてください。
- ② 給排水設備はありません。公園から給水したり、公園へ排水をしないでください。
- ③ ごみ（汁物処分含む）は分別して回収し、自己の責任で処分業者へ依頼し、廃棄してください。
- ④ 園内のトイレについて
 - ・ 園内トイレの清掃は、緑化推進課が通常の頻度（1回/日）で実施します。それ以上の清掃は必要に応じて主催者側で行ってください。トイレトーパー等、消耗品の補充も同様です。（実施する通常の頻度：1回/日）
 - ・ トイレの数が不足する場合は、主催者側で仮設型のものを用意いただく等検討してください。
- ⑤ 公園施設・樹木・芝生を傷つけないよう注意し、必要に応じて養生してください。また、草刈り等が必要な場合は、緑化推進課に了承を得たうえで、原則として主催者側が実施してください。
- ⑥ 音の出る行為は、実施に伴う音量や音質が、近隣等への迷惑とならないよう、十分に配慮してください。なお、苦情等の状況によっては、改善を指示する場合があります。
- ⑦ 園内はイベント中であっても全面禁煙とします。喫煙ブースの設置や喫煙を促すブース出店等はできません。

(11) 実施の際に必要な事項

- ① 舞台設置などのための搬入車（4t まで）を利用する場合は、安全上出入り頻度を最小限で計画のうえ、緑化推進課に事前に協議し、通行の許可（無料）を得てください。
- ② 火気使用の際は、所管の消防署に申請・協議のうえ、実施してください。また、常時消火対応が可能な人員配置としてください。
- ③ 飲食提供の際は、所管の佐賀中部保健福祉事務所に申請・協議のうえ、実施してください。
- ④ グラウンドを駐車場にする場合には、緑化推進課に事前協議を行ってください。
- ⑤ 公園内にある各施設の施設管理者、指定管理者とも協議のうえ開催してください。

3 イベント内容に関する提案の条件

次の条件を全て満たすイベントをご提案ください。(①～③が「公益性の確保」のための条件)

① 「市民が主役」及び「7つの体験ができる」をキーワードとした公園の魅力と賑わいの創出に資するイベント内容としてください。

※ 主たる内容は無料で参加できるものとしてください。

※ 飲食物・物品の販売及び有料体験をイベントの一部に含むことが可能です。この場合、販売する商品等はイベントの賑わいに附するものとしてください。

② 公園の魅力アップに資する取組として、公園内の美観の向上などに取り組んでください。

③ 公園駐車場及び駐輪場の台数に限りがあり、渋滞を生じさせる恐れがあるため、予定集客数が1日あたり500人を超えるイベントを実施する場合は、公共交通機関利用への誘導または臨時駐車場や渋滞回避に取り組んでください。

なお、駐車場満車による渋滞等が発生した場合、原則として主催者様側で警備員の配置などご対応いただくこととなります。

4 応募に当たっての条件

(1) 応募者は次の条件を全て満たす法人であること。

① 提案の内容の実施主体であること。

※ 実施方法は、応募法人単独、複数法人（応募法人とその他の法人で実施）、組織体（応募法人を含む複数法人により実行委員会等を結成）のいずれも可能。

② 提案と同様のイベント開催実績や実施できる能力を有していること。

③ 市内事業者（佐賀市内に主たる事務所または事業所を有するものをいう。）であること。複数法人による応募の場合は、その中の1者が市内事業者であればよいこととします。

④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(2) 事業内容が次に該当しないこと。

① 法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある

② 佐賀市の施策、条例及び規則に抵触する

③ 政治的宗教的な要素を含む

④ 公共性及び公平性が担保できない

⑤ 騒音等が発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなる恐れがある

5 応募方法

別添の事業提案申込書（様式1）、事業提案説明書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入の上、開催実績の分かる資料を添付し、次によりお申込みください。

(1) 申込期間

令和8年2月2日（月）～ 令和9年1月29日（金）17時まで（時間厳守）

(2) 申込方法

佐賀市役所 都市戦略部 緑化推進課へ電子メールか持参でお申込みください。

持参の場合は、9：00～17：00までにご持参ください。

(3) 申込時の留意点

①メールの件名は【神野公園7つの体験イベント公募】としてください。

②申込後、必ず上記申込先まで電話連絡（TEL 0952-40-7162）をしてください。

6 行為許可候補の決定

(1) 審査

本要項の3及び4に掲げる条件への適合性等について、次の基準で審査を行います。

審査項目	審査通過基準
公益性① イベントの内容	・「市民が主役」及び「7つの体験ができる」をキーワードとした公園の魅力と賑わいの創出に資するイベント内容となっていること。 ・主たる内容は無料で参加できるものになっていること。 ・飲食物・物品の販売及び有料体験を含む場合、販売する商品等はイベントの賑わいに附するものとなっていること。
公益性② 美観の向上や魅力発信等	公園の美観の向上や魅力発信等の取組を提案していること。
渋滞回避の取組	予定集客数がイベント実施日1日あたり500人を超える場合は、公共交通機関への誘導策の用意などを具体的に提案していること。
応募者	本要項4(1)に示す①～④の全てに該当すること。
提案内容	本要項4(2)に示す①～⑤に該当しないこと。

(2) 行為許可候補の決定

審査の結果、基準を全て満たした応募提案を行為許可候補として決定します。

7 実施に向けた準備

(1) 実施日程の決定

行為許可候補として決定後、緑化推進課と実施日程について協議してください。希望とは異なる日程で調整させていただく場合があります。

(2) 公園の各施設及び周辺関係者への説明等

実施日程の決定後、必要に応じて公園の各施設及び周辺関係者への事前説明（実施内容や周辺エリアへ影響等）や協力依頼をお願いします。説明先は、事前説明会でご案内します。

なお、事前説明や協力依頼に当たっては、緑化推進課が必要な支援を行います。

(3) 必要な手続

実施初日の1か月前までに、緑化推進課へイベント内容について事前に調整したうえで、所定の様式及びその他必要書類（公園の各施設及び周辺エリアへの事前説明の結果報告を含む）をそろえて公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施日初日より前に公園内行為許可期間分を一括で納付してください。主催者の都合により開催できなくなった場合で、開催日の5日前に申請をしていただきますと返還が可能です。

禁止事項

(4) 公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はできません。

(5) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項に掲げる条件等を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(6) 実施の中止

実施日程の決定後、実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面（様式自由）を作成し、申し出てください。

(7) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行いますのでご連絡ください。

8 イベント実施後の原状回復

原則イベント実施前の状態に戻していただきます。そのため、実施前の状況を写真等で保管し、イベント実施後に緑化推進課と現場立会を行います。破損等がある場合は、申請者負担により原状復旧していただく場合があります。

9 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに実施結果報告書（様式5）及び収支報告書（様式6）を緑化推進課へ提出してください。

10 問合せ先

佐賀市栄町1番1号

佐賀市 都市戦略部 緑化推進課 公園係

メールアドレス：green@city.saga.lg.jp

電話：0952-40-7162